

# 山田中学校いじめ防止基本方針

## はじめに

ここに定める「山田中学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」の第13条を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

## 1 いじめ防止等のための対策に関する基本的な方向

### 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、子どもの人権に関わる重大な問題であり、全ての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめによっていじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

一方で、生徒は学校生活における様々な人間関係の課題に直面しながら、個人として、あるいは集団として関係を調整しつつ課題を解決していく。学校教育におけるそうした普遍的な営みこそが、いじめの問題の解決においても重要であり、教育活動全体を通じて、いじめを許さないという一人一人の心と、集団としての問題解決ができる力を育てることを大切にしなければならない。

なお、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下に取り組まなければならない。

### 2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

#### (1) いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号)

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童生徒に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和22年法律第26条)第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚園を除く。)をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者(親権を行う者のいないときは、未成年後見人)をいう。

※ 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)などとの人的関係を指す。

※ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除く。

#### ア いじめの認知

- 特定の教職員のみによることなく、第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

#### イ いじめの判断

- 表面的・形式的に行わない。
- いじめられた生徒の立場に立つ。
- 「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることがないように努める。
- いじめられていても、本人がそれを否定する場合もあることを踏まえ、生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。
- いじめられた生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認する。
- いじめられた生徒の感じる被害性に着目して見極める。
  - ・ 外見的にはけんかやふざけ合いのように見える場合など
  - ・ インターネット上で悪口を書かれた生徒がそのことを知らずにいるような場合など
- いじめに当たると判断した場合にも、全てが厳しい指導を要するとは限らない。
  - ・ 好意から行った行為が心身の苦痛を感じさせてしまったような場合など

#### 【いじめの態様(例)】

- 冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
  - ・ 不快に感じるあだなをつけられ、しつこく言われる。
  - ・ 容姿や言動について、不快なことを言われる。
  - ・ 「消えろ」、「死ね」などと存在を否定されることを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
  - ・ 遊びや活動の際、集団の中に入れない。

- ・ わざと会話をしない。
- ・ 席を離す、避けるように通る。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ ぶつかるように通行する、通行中に足をかけられる。
- ・ 遊びと称して、よく技をかけられたり、叩かれたりする。
- ・ 叩かれたり、蹴られたりすることが繰り返される。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ くつを隠される。
- ・ 筆記用具を何度も貸しているが返却されない。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ 人前で衣服を脱がされる。
- ・ 脅かされて万引き等させられる。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことを書かされる。
- ・ ブログや掲示板に誹謗中傷や事実と異なることを書かれたり、個人情報や恥ずかしい写真を掲載される。
- ・ いたずらや脅しのメールを送られる。
- ・ SNSのグループからわざと外される。

## (2) いじめの防止

### (いじめの禁止)

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(学校におけるいじめの防止)

第15条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

### ア 全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点

- 「いじめは決して許されない」ことの理解を促す。
- 豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。

### イ 学校の取組

- 全ての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりに努める。
- 日頃から、生徒及び保護者との信頼関係を構築する。
- 地域や関係機関との連携を深める。
- いじめの防止のための生徒の自主的な取組を支援する。
- いじめの防止の重要性を生徒、教職員、保護者等に対し、資料等を活用して学習・研修、啓発を行う。

## (3) いじめの早期発見

### (いじめの早期発見のための措置)

第16条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方自治体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（「相談体制」という。）を整備するものとする。

4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利、利益が擁護されるよう配慮するものとする。

### ア 早期発見に向けて

- 全ての大人が連携し、生徒のささいな変化に気付く力を高める。
- いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくい判断しにくい形で行われることを認識する。
- ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもつ。

- いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。

#### イ 学校の取組

- 定期的なアンケート調査や教育相談の実施，相談窓口の周知等により，生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。
- 地域や家庭と連携して生徒を見守る。
- いじめ防止基本方針をホームページに掲載するとともに，その内容を入学時，各年度の開始時に生徒，保護者，関係機関に説明する。

#### (4) いじめへの対処

##### (いじめに対する措置)

- 第23条 学校の教職員，地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は，児童等からいじめに係る相談を受けた場合において，いじめの事実があると思われるときは，いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他適切な措置をとるものとする。
- 2 学校は，前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍児童等がいじめを受けていると思われるときは，速やかに，当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに，その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。
- 3 学校は，前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には，いじめをやめさせ，及びその再発を防止するため，当該学校の複数の教職員によって，心理福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ，いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。
- 4 学校は，前項の場合において必要があると認められるときは，いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を受ける等いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。
- 5 学校は，当該学校の教職員が第3項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては，いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう，いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 6 学校は，いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし，当該学校に在籍する児童等の生命，身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察に通報し，適切に，援助を求めなければならない。

#### ア いじめが確認された場合の対応

- 組織的な対応を行う。
- いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- いじめたとされる生徒に対して事情を確認したうえで適切に指導する。
- 家庭や教育委員会への連絡・相談や事案に応じて関係機関と連携する。

#### イ 学校の体制整備

- 日頃から，いじめを把握した場合の対処の在り方について，理解を深めておく。

#### (5) 教職員の資質向上

##### (学校の設置者の責務)

- 第7条 学校の設置者は，基本理念にのっとり，その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

##### (学校及び学校の教職員の責務)

- 第8条 学校及び学校の教職員は，基本理念にのっとり，当該学校に在籍する児童等の保護者，地域住民，児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ，学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに，当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは，適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

#### ア 教職員の資質向上

- いじめの問題の解決には一人一人の教職員の力量に期するところが極めて大きいことから，研修等を通して資質向上を図る。
- いじめの問題に対し，正しい共通認識及び適切な対処を行うため，いじめの問題への対処の在り方について，理解を深めておく。

#### イ 学校の体制整備

- 教職員がいじめの問題に対して，態様に応じた適切な対処ができるよう，教職員の研修の機会を充実させる。
- 心理や福祉の専門家を活用して，教職員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修等を充実させる。

(6) 家庭、地域との連携

(保護者の責務等)

- 第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。
- 2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。
- 3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめ等のための措置に協力するよう努めるものとする。
- 4 第1項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものとしては解してはならず、また、第3項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

ア 家庭との連携

- P T Aや地域の関係団体等と、いじめの問題について協議する機会を設ける。
- いじめの問題について、規範意識の醸成など、家庭と連携した対策を推進する。
- いじめの解消の判断は、いじめに係る行為が少なくとも3か月止んでおり、被害生徒が心身の苦痛を感じていないかを被害生徒、保護者に面談で確認する。

イ 地域との連携

- より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域と家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

(7) 関係機関との連携

(関係機関との連携)

- 第17条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめ防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるように関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。

ア 連携の必要性

- 学校や教育委員会の指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携を図る。

イ 連携に向けて

- 警察や児童相談所等との適切な連携を図るために、日頃から、関係機関の担当者の窓口交換や連絡協議会の開催など、情報共有体制を構築しておく。
- 法務局など、学校以外の相談窓口についても生徒へ適切に周知する。

ウ 連携する機関及び連絡先

関係機関	電話番号
始良市教育委員会	0995-66-3111
県警察本部（少年サポートセンター）	099-232-7869
始良警察署	0995-65-0110
始良交番	0995-65-2131
県総合教育センター教育相談課	099-294-2311
中央児童相談所	099-264-3003
始良市子ども相談支援センター「あいびあ」	0995-63-2111

## II いじめ防止等のための対策に関する内容

### 1 いじめ防止等のための本校の施策

#### (1) いじめ対策委員会の設置

日頃からいじめの問題等、生徒指導上の課題に関して組織的に対応するために設置している組織である「生徒指導委員会」を、いじめ防止等の措置を実効的に行う組織に充てる。

##### ア 目的

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対策を推進することで、いじめ防止を啓発、未然防止するための対策を総合的かつ効果的に対応することを目的とする。

##### イ 組織構成

人権いじめ対策主任を生徒指導主任とし、校長、教頭、各学級担任、養護教諭、人権同和教育係、スクールソーシャルワーカーで通常は構成する。状況に応じて部活動顧問等の関係の深い教職員を追加するようにする。

さらに、重大事態への対応として、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなど心理や福祉の専門家、スクールカウンセラー、学校評議員、児童・民生委員等外部専門家が参加しながら対応する。

##### ウ 運営

毎週、月曜日に生徒指導委員会で、人権いじめ対策委員会を兼ねる。いじめ予防の観点から、話し合いを行う。内容については、全職員に報告を行い、共通理解を図る。

必要に応じて関係職員を招集し、臨時の人権いじめ対策委員会を行い、迅速かつ適切に対処する。

といった対応を組織的に実施する。

#### (2) 学校におけるいじめの防止等に関する取組

##### ア いじめの未然防止

##### (7) 教職員の取組

- ・ 規範意識の向上と自己指導能力の育成

三大伝統（立ち止まったの挨拶・門礼、一分前着席と同時に黙想、語先後礼）を中心として基本的な生活習慣を確立させ、規範意識を向上させる。また、主体的な生徒会活動を支援することで、生徒の自己指導能力や自浄作用を育成する。

- ・ 道徳教育、特別活動等による支持的風土の育成

いじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論する道徳教育の充実により、道徳的実践力を養い、特別活動等を通して達成感や成就感、連帯感を味わわせることで、お互いを認め、支持する風土を育成させる。

- ・ 行事を通して、集団の連帯感を高めさせる取組

行事に学年や学級の集団の一員として取り組むことで、学年や学級の絆づくりを行い、責任感や連帯感を高めさせる。

##### (4) 生徒の取組

- ・ 生徒会活動を中心とした学校生活への主体的な取組

3つの学校専門部を中心に、学校生活に関連したそれぞれの努力目標達成に向けて、主体的に取り組むことで、規範意識をお互いに高め、自治能力を培う。

##### (6) 保護者の取組

- ・ P T A活動の充実

P T A活動を充実させることで、学校、生徒に関わり教職員と一体となって、子どもの成長を見守り、安心感を与える。

##### イ 早期発見

##### (7) 教職員の取組

- ・ 日常的な生徒の様子の把握

毎朝の健康観察、生活の記録、休み時間、給食等の様子を把握し、生徒の小さな変化を見逃さない。

- ・ 定期的な教育相談、アンケート調査実施

定期の教育相談や三者相談、年3回のいじめアンケート等を利用した客観的な分析等を通して、生徒の様子を把握する。また、必要に応じて、個別相談やアンケートを実施する。

- ・ 教職員間の連携

週1回行われる、いじめ対策委員会（兼生徒指導委員会）での内容を文書にして、確実に全職員に伝え、情報の共有を図る。また、企画委員会、生徒指導委員会（兼不登校・対いじめ対策委員会）を通して、情報交換を密にし、生徒の変化を全職員で共有する。

##### (4) 生徒の取組

- ・ いじめを許さない、正義の通る学年・学級づくり

いじめを許さないという強い意志をもち、相手を思いやり、いじめがあれば、すぐに相談したり、伝えたりする雰囲気や学年・学級でつくる。

- ・ リーダーを中心とした自浄作用のある仲間づくり

生徒会のリーダーを中心にして、お互いの学校生活を高める意識をもって主体的に活動し、規範意識を高め合える仲間づくりをする。

##### (6) 保護者の取組

- ・ 子どもの小さな変化への気付き

家庭での子どもの様子を把握し、小さな変化を見逃さないようにする。

- ・ 教職員や関係機関との連携、相談

子どもの小さな変化に気付いたら、教職員や関係機関に相談したり、連携を図ったりす

るなどして迅速な対応がとれるようにする。

#### ウ 早期対応

##### (7) 「組織」を核とした対応

いじめを認知した場合には速やかに事実の確認を行い、学年部・生徒指導部を中心に迅速で組織的に対応する。また、必要に応じて臨時の人権いじめ対策委員会を設ける。

「組織」を核として、情報の共有を図るとともに、いじめを受けた生徒への支援、いじめを行った生徒への指導、周囲の生徒へのケア等について、教職員の役割分担を明確にし、必要に応じて町教育委員会へ報告し、指導・助言を受ける。

##### (4) いじめを受けた生徒への対応

いじめを受けた生徒の安全を直ちに確保してから、いじめを受けた生徒の側に立ち、絶対に守りと通すという姿勢を明確に伝え、共感しつつ話をよく聴き、いじめの内容や関係する生徒などの事実関係を明らかにする。

また、具体的な対応を示し、必ず解決することを伝え、安心感を与えるとともに、注意深く見守り、安心感をもたせながら支援を行う。

必要に応じて、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等を活用し、生徒の心のケアを図る。

##### (5) いじめを行った生徒への対応

いじめを行った生徒からも、十分に話を聴き、いじめの内容や関係する生徒などの事実関係を明らかにする。

その後、いじめは人間の生き方として絶対に許されない、卑怯な行為であることを理解させて、すぐにいじめをやめさせるとともに、傷ついた相手の気持ちを理解させ、心から謝罪できるように指導する。

さらに、学校の「組織」が中心となって組織的・継続的に見守り、指導を徹底していく。そのために必要に応じて、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等を活用し、生徒の心のケアを図る。

##### (6) いじめを通報した生徒等への対応

学校は、通報した生徒のプライバシーが完全に守られるよう、十分に配慮する。また、勇気をもって教職員にいじめを通報した生徒を十分に称賛するとともに、守り通すことをはっきり伝え、いじめを通報した生徒の安全を確保するための取組を徹底する。

##### (7) いじめを行った集団及び周囲の生徒への対応

いじめている生徒のまわりで、一緒になって見ていることなどは、いじめ行為と同じであることを理解させる。さらに、いじめられている生徒の気持ちになって考えると、何もしていないでいることは、いじめを行ったのと同じように思われることに気付かせる。

また、いじめは他人事ではなく、自分の問題として考えさせるとともに、いじめを見かけたら、すぐに知らせる勇気をもたせる指導を行う。

##### (8) 保護者への対応

いじめを受けた生徒の保護者に対しては、家庭訪問し、丁寧に状況を説明するとともに、学校としての取組方針を伝え、誠実に対応する。

いじめを行った生徒の保護者に対しても、家庭訪問し、丁寧に状況を説明するとともに、学校としての指導方針を伝え、協力を求める。

学校は、双方の保護者ともに連絡を密にし、謝罪の場を設けるなど、誠意を尽くした対応を続けるとともに、保護者の心のケアを図るため、必要に応じて、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等を活用する。

##### (9) 地域や家庭、関係機関等への対応

学校評議員、PTA等地域の関係団体等と、いじめ問題について協議する機会を設けたりするなど、いじめ問題に対して地域や家庭と連携した対策を日頃から推進することが必要である。また、いじめを発見した場合は、必要に応じて協力を依頼することも考えられる。

さらに、いじめの問題における指導において、十分な効果を上げることが困難な場合などには、児童相談所や警察などの関係機関との適切な連携が必要である。

## 2 重大事態発生時の緊急対応

### (1) 重大事態の意味

#### ○ 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合（法第28条第1項第1号に係る事態）

- ・ 生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な障害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神症の疾患を発症した場合

いじめを受けた生徒の状況に着目して判断する。

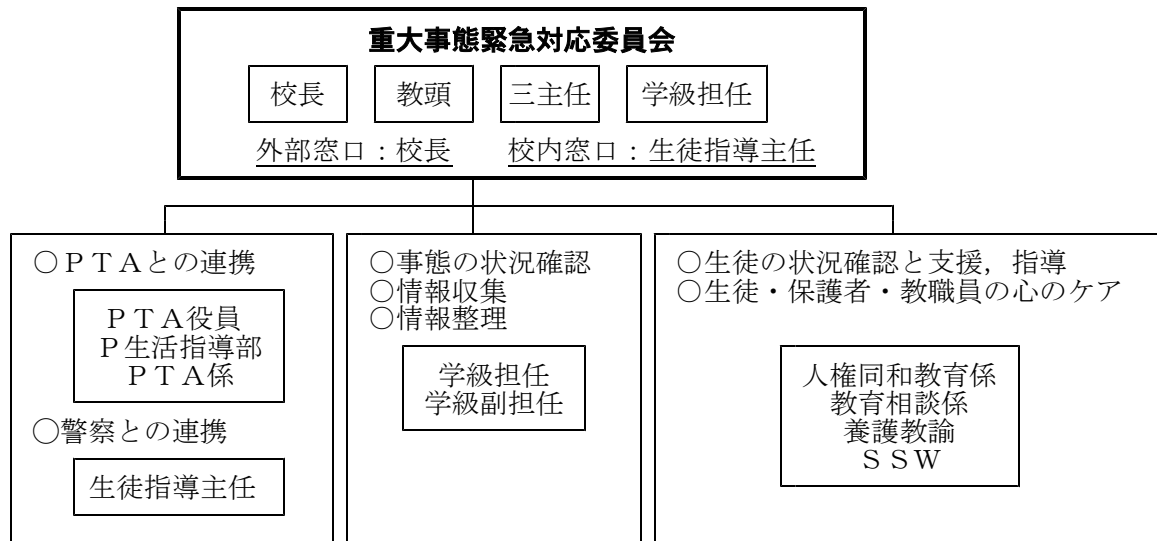
#### ○ 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合（法第28条第1項第2号に係る事態）

不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、市教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態への緊急対応

ア 重大事態時の緊急対応のため組織



イ 重大事態の報告

重大事態を認知した場合，学校は市教育委員会に報告する。

ウ 全校体制による緊急対応

学校の「重大事態緊急対応委員会」は，市教育委員会と連携して全校体制で対応する。

- ・ 事態の状況確認，情報収集，情報整理
- ・ 生徒の状況確認と支援・指導，生徒・保護者・教職員の心のケア
- ・ P T A，警察等との連携

(3) その他留意事項

ア 心のケア

いじめられた生徒及びその保護者はもちろんのこと，調査そのものが調査対象の生徒や保護者に心的負担を与えることも考慮し，調査の実施と並行して，スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の緊急派遣を依頼する。

イ 調査にあたっての説明等

(ア) いじめられた生徒及びその保護者に対して

- ・ 調査方法や調査内容について，十分説明し，合意を得ておく。
- ・ 調査経過についても，適時・適切な方法で報告する。

(イ) 調査対象の生徒及びその保護者に対して

- ・ 調査によって得られた結果については，分析・整理した上で，いじめられた生徒及びその保護者に情報提供する旨を十分説明し，承諾を得ておく。

ウ 報道取材等への対応

プライバシーへの配慮を十分に行い，事実に基づいた，正確で一貫した情報を提供するために，学校と町教育委員会が十分連携して対応する。

なお，自殺については，連鎖（後追い）の可能性等を踏まえ，WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。

オ 実践への意欲喚起

山田中学校いじめ防止基本方針を，学校のホームページで公表し，生徒一人一人のいじめの防止への理解と認識を深め，実践への意欲喚起を図ることができるようにする。

## 【山田中学校「いじめ撲滅宣言」】

私たち山田中学校生徒会は、全校生徒による「いじめをしない・させない」ための話し合いを行いました。そしてここに『いじめ撲滅宣言』を發表します。

- 一 「いじめられる側にも原因がある」という考えを許さない。
- 二 相手の立場・相手の気持ちを考えて言動をする。
- 三 注意する勇気・助ける勇気を持ち見て見ぬふりをしない。
- 四 自分がいじめを受けたらどう思うか想像力を持ち言動をする。
- 五 人は皆それぞれ個性や特徴があることを理解し尊重する。

山田中学校生徒会一同  
令和元年 12 月 13 日